令和元年 第2回定例会 総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和元年第2回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録(第1日目)

本日の会議 令 和 元 年 6 月 1 0 日 招 集 場 所 長与町議会議場 (第1委員会室)

出席委員

委	員	長	加	野	龍	\equiv	副委員	長	金	子		恵
委		員	八	木	亮	Ξ	委	員	西	田		健
委		員	浦	Ш	圭	_	委	員	内	村	博	法
委		昌	安	藤	克	彦	委	昌	襾	出	点	

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 谷 本 圭 介 参 事 森 本 陽 子

説明のため出席した者

教育次長 森川寛子

(生涯学習課)

課長 青田浩二課長補佐 和田久美子係長 入江彩子係長 日高拓郎

企画財政部理事 田中一之

専 門 員 中 山 庄 治

本日の委員会に付した案件

議案第33号 長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

議案第34号 長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号 長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第36号 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第37号 長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第38号 長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

議案第39号 長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第40号 長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第41号 長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第42号 長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第43号 長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

議案第44号 長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例

開 会 10時28分

散 会 14時01分

〇委員長 (河野龍二委員)

本会議大変お疲れさまでした。定足数に達しておりますので本日の総務文教常任委員会を開会します。令和元年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例から、議案第44号長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例の件までを一括議題といたします。一括議題としました議題について提案理由の説明を求めます。 青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

それでは、今議会で上程しております議案第33号から議案第44号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律において、令和元年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることとされておりますので、使用料に関する規定を改正するとともに所要の改正を行うものでございます。附則といたしまして、施行期日を社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に定める日としております。これは国の施行期日に変更があった場合、それに対応するためのものです。経過措置におきましては、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例によるとしており、使用日が10月以降であっても9月30日までの使用料の納付分につきましては、消費税率は8%となっております。

それでは議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例につきまして改正内容を御説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。別表新旧対照表をお願いします。別表(第10条、第12条関係)(1)公民館使用料のア長与公民館からウ上長与地区公民館までは、左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております。下線があるものについて改正を行っております。時間単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第34号長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして改正内容について御説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。別表(第8条関係)1ホール使用料、2冷暖房使用料につきまして、左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率10%で算出した改正後の単価としております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。また、1ホール使用料の表中4段目「土日祭日」としておりましたけれども、そちらの方を「土日祝日」と改めております。2ページ目をお願いします。割り増し料金の2入場料を徴収しない商品の宣伝、展示、即売等営利を目的

として使用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の10割を加算した額の最後の 部分を「加算した額とする」に改めております。以上が改正内容となっております。

議案第35号長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして改正内容について御説明を申し上げます。新旧対照表をお願いします。別表第6条関係につきまして、左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第36号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして改正内容を御説明いたします。新旧対照表をお願いします。別表(第10条関係)の1第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料及び2第4条の表に掲げる施設を占有して利用する場合の使用料につきまして、左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第37号長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして改正内容について御説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。別表(第8条関係)(1)武道館使用料、(2)武道館電灯使用料につきまして、それぞれ左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております。下線があるものについて改正を行っております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第38号長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例につきまして、 改正内容について御説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。別表(第5条、第7条関係)につきまして、左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております。下線があるものについて改正を行っております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第39号長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして改正内容について御説明申し上げます。新旧対照表をお願いいたします。別表(第7条関係)1宿泊料及び2研修室等使用料(宿泊以外)をそれぞれ左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております。下線があるものについて改正を行っております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第40号長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして改正内容について御説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。

別表第1(第7条関係)(1)使用料及び(2)艇庫艇置使用料をそれぞれ左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%と算出した改正後の単価としております。下線があるものについて改正を行っております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第41号長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして改正内容について御説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。別表(第8条関係)(1)研修集会施設使用料につきまして、左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております。下線があるものについて改正を行っております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第42号長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして改正内容について御説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。別表(第8条関係)(1)上長与体育館使用料料金表(2)電灯使用料金表をそれぞれ左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第43号長与町勤労青少年ホームの一部を改正する条例につきまして改正内容について御説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。(1)勤労青少年ホーム使用料につきまして、左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております、下線があるものについて改正を行っております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

議案第44号長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例につきまして改正内容について御説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。(1)婦人の使用料につきまして、左の表が現行で消費税率を8%としており、右の表が消費税率を10%で算出した改正後の単価としております。下線があるものについて改正を行っております。単価につきましては内税方式で表記しており、10円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額としております。

以上が改正内容となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

それでは、ただいまから質疑を行います。先程確認しましたとおり、まずは提案理由 に対しての質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

西田委員。

〇委員 (西田健委員)

ちょっと新人なんで、とんちんかんな質問になるかもしれませんが御容赦ください。 まず、今回の値上げをする公共施設、町内の公共施設全部とこれは考えてよろしいんで しょうか。もし、ほかにあれば、なぜそれは抜かしているのかっていうのをちょっとお 聞きしたい、理由を。それからこの公共施設ですけども、今回10%に上がるのはもう どこも一緒なんですけども、ほかの自治体は同じように議案をしてやってるのかってい うのをちょっとお聞きしたい。それから3点目が今回増額ということで、どれくらい見 込んでおられるのかっていうのをお聞きしたい。その3点をお聞きしたいと思ってます。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

町全体の施設の増額ということですけれども、生涯学習課で所管している分につきましては全部の施設について消費税率の付加ということで上程させていただいております。ほかの自治体につきましてはちょっと全ての自治体を確認をとってないんですけれども、時津町と西海市の方に確認をしたところ10%の転嫁はするということでお答えをいただいております。あと全体の増収の額ですけれども44万9,710円ということで、こちらの方が平成30年度ベースになってるんですけれども、つどいの家の集計が間に合わなくて平成29年度分で出しております。それと議案第42号の上長与体育館の分につきましては、30年度に工事をしてまして3か月間ちょっと使用ができなかったので29年度分で出させていただいております。

〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

〇委員(西田健委員)

生涯学習課が担当しておるということで、例えば、この中で私がちょっと見たところ町民体育館とか、ほかにテニスコートとか、いろんなあるんですけども、そういうのはまた生涯学習課は関係ないということで、ほかの所管課がまた同じように上げるという考えでよろしいんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

そちらの方は都市公園条例になっておりますので、産業厚生の方に付託されてるかと 思っております。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木議員。

〇委員 (八木亮三委員)

こちらも幾つかの議案に共通することなので、今ちょっとお伺いしたいんですが、まず今の御説明ですと、この対照表にあるように下線が引かれてるもののみ変更されてる

と思うんですけれども、この下線が引かれているもの、つまり値上げというか変更されているものと、引かれてない、そのまま据え置かれてるものの違いは何でしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

こちらの方が基本的に消費税を掛けて切り捨てた額としております。160円のものについては、そもそもの使用料というのが150円、150円に8%を掛けたところで162円で10円未満を切り捨てて160円としております。それで今度150円に10%を掛けたところ165円となっておりまして、10円未満は切り捨てておりますので、8%でも10%でも160円という同額になっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

この全体的な考え方として、一番最初にということですのでお聞きしますけども、本来であれば一般会計全体の1つの財布の中で収入は収入で考えるべきだと思うんですが、先程同僚議員の質問の中で増収が約45万程度ということで答弁があったんですが、これは増収の話だけだったんですが、実際この生涯学習課が所管する施設の中で使用料に対する分が増収で上がってくると思うんですけども、それが約45万程度ということで、実際これに伴って消費税が増額になることで、当然そこの施設の維持管理費とか、そういったものについては支出で今度出てくると思うんですが、その維持管理費に掛かる同様の、元の数字は結構です。同じやつで扱ったときにそこの分はどれくらい消費税が2%上がることによって見込まれるのか、新たな支出っていうのが、その計算はされてますか。もしくはその使用料が幾らで、実績が幾らで実際の人件費は掛かりませんので、実際の人権費を除いた維持管理費が幾らなんだということを示していただけたら。分かる数字で結構ですので、お願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

施設の管理を我々は委託をしております。委託料に関しては消費税が掛かりますので、 例えば公民館の管理人についてはシルバー人材センターの方に委託をしておりますので、 そちらの方から10%になった金額で10月以降請求がされるということになります。

○委員長(河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

分かりました。あくまでも収入と支出の比較をしたいので、聞きたいので、消費税が

掛かるものについては、その分を含めたところでどれくらい差があるのかというのを。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

そちらの方が今ちょっと施設ごとで出しておりまして。こちら30年度ベースになるんですけれども、勤労青少年ホームが歳入が64万8,220円に対して、支出が1,3159万9,697円。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

すいません、聞いたことが間違いだったとかも知れないですけど、圧倒的に支出の方がそれでも多いということですよね。だから45万ぐらいの収入は増えるんだけれども、それに伴う支出はもっともっと増えるということですよね。だからそれだけいただいても、そのまま全て支出の消費税の支払いに回ると、そういう理解でよろしいですかね。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

議員御指摘のとおりでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

今回の消費税ですね、10%になったと。このうち、消費税と地方交付税ですね。ここでは地方消費税となってるんですね、その比率はどのようになってますか。

〇委員長 (河野龍二委員)

森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

消費税の内訳っていうものについては我々では把握をしておりません。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

これはもうホームページ見れば分かりますけどね。ただ、この使途がどうなってるか、消費税の使途と、地方消費税の使途がどのようになってるか。この使途をお尋ねしたいんですよね。なぜかっていうと、一旦国庫に納付されるわけですよね、これは。消費税とった場合ですね。そしてそれを国が地方交付税として再配布するわけですよね。そういう仕組みになってると思うんですけれども、まず、そこのところをちょっと確認した

いと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

消費税の納付というのは、自治体の方にはありません。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

一般論を私は述べてるんですよね。普通の民間事業者が消費税をお客様からとって、そして、その中には例えば10%ね、その分を税務署に納めると。こういうふうになってるんですね。で、納めた分を今度は国がさっきの比率ね、私が申しましたね。その比率に従って地方に配分すると。このような仕組みになってるはずなんですよね。だから自治体はやってないわけね。再度確認します。

〇委員長 (河野龍二委員)

森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

先程も課長が申しましたように、地方自治体は納付対象事業所ということにはなっておりません。ただ、我々はいろんな使用料とか、それから電灯料とかそういう支払いを行っています。それについては10%、消費税が掛かったものを事業者の方から請求をされますので、その分をお支払いをしているという形での、住民からお預かりした消費税をそういう形でお支払をしてるということで思っております。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

そうすると、お支払とさっき言われた、国の方に支払ってるんですかね。

〇委員長 (河野龍二委員)

森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

事業者に支払ったものを事業者が国に支払っているという考えでおります。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

例えば、先程私が申したように、今、現実にこの消費税が掛かるわけですよね。その 分も徴収するわけですよね、町は。だからその分を国に一旦支払ってないんですかね、 本当に。そうしないと地方交付税としてね、大きな今の仕組みとしては、地方交付税と して、そのあと地方に配分されるわけですよね。その地方消費税がね。そういう仕組み になってるわけですよ。だから本当にそういうルールになってるのかどうか。私はちょっと一般的なこの消費税の流れをお聞きしてるわけですよね。本当にそうなのかどうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

国の方から5%から8%に消費税が上がるときにですね、消費税の引き上げに伴う公の施設の使用料利用料の対応についてという通達が平成25年の12月に出ております。そこの部分で、公の施設の使用料利用料の対応については、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることから、円滑かつ適正に転嫁されるよう通知をしますということで、我々はその対応で今回の10%も対応をしております。ですから、消費者が納めた10%というものに関して、支出の部分で10%の消費税を我々は支払っておりますので、消費税だけを国に納めるというような方法はやっておりません。企業会計、水道事業とか下水道事業については、企業会計ですのできちんと消費税を国の方にお支払いをしているということになっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

今のそういうやり方でやってるならば、そういうふうに理解します。そうしますとね、消費税の使途っていうのがあるわけですよね。10%のうち消費税と地方消費税、それぞれの率があると思うんですよね。先程ちょっと分からないと言ってましたけども、財務省のあれによりますと、今回の10%で消費税が7.8%なんですよね。地方消費税が2.2%になると。財務省の資料でね、私も確認しております。そういうように区分けされてるわけですよ。一旦国はそれを徴収して、そしてこの地方消費税については、国の基準で、地方交付税ということで配分していくわけですよね。一般的な流れをお聞きしたかったんですよ。次に、先程教育次長が言われた、そうであれば、それは一向に構いませんよ、私も確認をとってるわけでね。そうするとこの地方交付税として国からもらった、これの使途、これは何か制限があるんですかね。消費税は制限ありますよね、いろいろ子育て関連に使うとかね。

〇委員長 (河野龍二委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。 森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

今回の国に対するその消費税の大きな流れっていうものは、理解をしておりませんで

した。ただ今回の2%増というのは、社会保障の安定財源の確保というところでの消費 税増税だというところでの、使用料の改正ということで提案をさせていただきました。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

この徴収の法律的な根拠ですね。これはどういう根拠で徴収されてるんですかね。法 律上あるんですかね。あるならば、法律の根拠ですね。公共施設の利用料金を徴収する 根拠がないと。行政は法律に基づいて実施していくわけですから、あるはずなんですよ ね。そこのところをちょっとお尋ねしたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

先程次長も申し上げたんですけれども、総務省の方から消費税分につきましては使用料の改定等に転嫁しなさいということでの通知が参っておりますので、そちらを根拠に今回も改正をさせていただいております。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

それは総務省の通知なんでね、その基になる法律があるはずなんですよね、徴収する 根拠が。そこが何なのかっていうのを聞きたいんですよね。分からなければまたあとで 調べて、結構ですよ。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

地方自治法の中に、総務省が県なり市町行政にそういった指導を通知するという文言 がありますので、その通知というところでやっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

地方自治法の根拠に基づいて行ってるということですね。何条ですか。私も今日初めて聞きましたけど。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

第245条の4第1項に基づいております。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

〇委員 (八木亮三委員)

ちょっと今のお答えに関連すると言うか、伺いたいんですが、総務省から通知が来て、2%上げるというお話でしたけれども、ちょっと今、地方自治法が手元に無いんですが、その通知に法的な拘束力があるということなんでしょうか。それとも例えば消費税が上がる場合でも一般の民間企業なんかは、いわゆる値段を据え置くというような対応をとるお店とかもあると思うんですが、そういうことも例えばやろうと思えばできるのか。それとも、もうこういう通知が来たから必ず10%に変更しなければいけないのかというのはどちらでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

先程申し上げましたのが、指導的な助言ができるということになっておりますので、 それは自治体の判断だと思います。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

〇委員 (八木亮三委員)

ちょっと戻るんですけれども、先日の議場で伺ったことも今回最初に伺ったこともいわゆる端数に関わることだったんですけれども、ちょっとこれを確認という意味で伺いたいんですけれども、ちょっと調べた法律では、国等の債権、債務等の金額の端数計算に関する法律というのがあって、この2条に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとするとあるんですが、また同時に7条の方に7条の4に地方団体の徴収金並びに地方団体の徴収金に係る過誤納付金及び還付金には適用しないというふうにもあるんですが、この先程から出ていた端数を切り捨てるっていうのは、この2条の端数を切り捨てるものとするという、言ってみれば法に基づいたものなのか、それともこの7条の地方団体の徴収金並びに徴収金には適用しないという方に該当するけれども、運用上っていうか、慣例上というか、切り捨てている。適用はされないけど切り捨てているのか。一応ちょっとどちらかっていうのは分かりますでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

以前はこの条例の方にも10円未満を切り捨てるということで明記をしたんですけれども、26年の改正のときに今までは使用料に外税方式で表示をしてたんですけれども、26年のときに内税方式で条例の改正を行っております。その以前はずっと10円未満

を切り捨てるっていうのを表記しておりましたので、現在も運用上10円未満を切り捨てての表記になっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 内村委員。

〇委員(内村博法委員)

全体的なことっていうことで、減免規定あるはずなんですよね。減免規定というのが、 実際大きな影響を及ぼすわけでございます。一般町民にとってはね。したがってこの減 免規定を今回の増税で影響ないのかどうかということと、なぜこの減免規定を規程にし たのか、本来は条文に納めるべきだろうと私はこういうふうに考えておるわけですね。 なぜかというと、税金も憲法上、課税法定主義になってるんですよ。法律で定めて徴収 してるわけですよね。まあ今回使用料は条例で定めてあるわけでございますけれども、 それはそれで結構ですけど、やっぱり町民の負担に関わることは条例で謳うべきだろう と思ってるわけですよ。だからそれを何故その減免規定を条文にしてないのか。私はや っぱりそこをちょっと疑問に思ってるわけですよね。負担の影響は大きいわけですから、 その辺りはどのように考えらるのか、それを聞きたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

条例の中にこういった場合は減免をするということで規定があります。額につきましては規則の方で委任をしております以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

とすると委任しているから良いという考え方ですかね。私の考えは、減免そのものを 条例に載せるべきじゃないかなとこういうふうに言ってるわけですよ。委任しないでね。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

こういった場合は減免するという文言は条例の中で謳っております。その額につきま しては規則の方で委任をしております。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

やはり町民の義務負担に係わることですから、委任規定というのは極力避けるべきなんですよ。別に事務負担が生じないのであれば私もそれもやむを得ないと思いますけど

も、やはりそういった規定は載せるべきじゃないですか、条例に。と私は思いますが、 再度、お考えをお聞きしたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

内村議員のおっしゃることも一定理解できます。御意見としてお伺いをさせていただきたいと思います。条例については、議員の皆様で決めていただいていることっていうところがありますので、そこの部分も判断しながらちょっと例規関係の担当ともお話をさせていただきたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

先程ちょっと質問して大体同じようなことなんですが、途中、勤労福祉センターの例を言われて、大体大まかな長与町全体の1つ聞いて60万ぐらいの使用料をいただいて、管理費が1,000万ぐらい掛かってるんだと、支払いがですね。当然、今回の改定については60万の消費税4万8,000円ぐらいいただいていたものを6万円にさせてください。っていうような内容の改定で、実際1,000万ですから、80万ぐらい委託管理に払ってたものを今から100万ぐらい払わんといかんというような話ですよね。そういう内容で1つ確認をしたいのは、当然、一般論で先程同僚議員も質問しておったんですが、私の感覚では当然いただいた額よりも納める額の方が多ければ、当然国庫には納めんでいいというような感覚でおったんですよ。そういうことで、そこの確認は企業関係なんか当然そうなんですので、そういう確認をどうですか、間違ってないですか。だから私は納めてないんだろうなというような感覚でおったんですけども、採決の参考にちょっとさせていただきたいので、もし分れば答弁願いたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

もちろん税というのが、収益が上がった部分に対して税が掛かるという判断になると 私は思っておりますので、地方公共団体の支出っていうのは、収益が上がった部分は収 めますし、収益が掛かってないということですので納めていないという考えに立つので はないかと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

委員長も質疑をしたいので、副委員長に交代します。

〇委員(金子恵委員)

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

今の質疑の回答ですけど、ちょっと考え方違うんじゃないかなと。事業所ならばそういうのが可能なんですよね、事業所ならば。いわゆる赤字になれば消費税は当然払わなくていいというか、売り上げから経費の方が多ければ。ただ地方公共団体は、どんなに例えば利益が上がっても消費税を納める必要ないでしょ。さっき言われてたのはちょっと違う。確かに事業特別会計は、水道、下水道の部分はそういうのが発生しますけど、使用料についてはそれは発生しないですよね、どんなに条件が変わっても。今のを聞くと、いや条件が変われば納める必要性が出てきますよというふうに言われましたけど、そうではないと思うんですけども、そこをもう一度確認させていただきたいと思います。

〇委員(金子恵委員)

森川次長。

〇教育次長 (森川寛子君)

申しわけありません。地方公共団体は基本的に課税事業所ではないというところになります。

〇委員(金子恵委員)

河野委員。

〇委員長 (河野龍二委員)

ですから、先程言われた確かに支出の方が多いと、収入の方が少ないというふうな形で言われましたけども、私は基本的にこれはやっぱり使用料で運営をするのが目的じゃないわけですよね。本来いろんな財源を使って公民館だとか、いろんな施設を運用する。たまたまそこに使用料が発生すると、それは一部の経費に使ってるというふうな考え方だと思いますんで、単なる支出が多くなるから使用料も上げようというのは、ちょっと違うと。もっと支出に見合った使用料にしないといけない、そういう考えですよね。ですからそこはやっぱりちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますと同時に、ちょっと同僚議員が言われた、今回の特に限定されてっていうか、これまでも消費税の増税のときにはいろいろ理由がつけられたと思うんですけども、社会保障の安定財源の確保っていうふうに言われてるわけですたいね。今回こうやって使用料で徴収する場合に、本来ならばその徴収した税、消費税を目的とした税ならば、収入ならば、社会保障の安定財源に使わないといけないわけですたいね。ここで発生する使用料の増額分は、社会保障の安定財源に使われるのかっていうのがちょっと疑問なんですよね。どうですか、その目的で使われるという形での収入になるのかちょっとお伺いしたいと思います。

〇委員(金子恵委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

先程も申し上げましたけれども、消費税分が上がったということで、そちらの方を消費税として国、地方に納めるものではありませんので、実際、使用料が上がった分につきましては、町の方でそこを社会保障の安定財源云々に使うというものではありません。

ただ先程からありましたとおり電気使用料なり、水道料とかに2%転嫁をされますので、 そういった部分で今回改正を上程させていただいております。

〇委員(金子恵委員)

委員長を交代します。ほかに質疑ありませんか。 内村委員。

〇委員(内村博法委員)

先程この徴収の根拠が245条の2と言われたんですかね。地方自治法の、ちょっと そこを確認したい。今245条の2を見たらちょっと全然違う規定になってましたから。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

245条の4第1項です。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木議員。

〇委員 (八木亮三委員)

ちょっと今、話が出た消費税の納付に関してなんですけれども、ちょっと確認といいますか、一応ちょっと調べてきましたので伺いたいんですけれども、一般的な企業の場合は、仕入れなどの経費に掛かった消費税、そのとき払った消費税、お客さんからいただいた消費税分、この差額というのが納める部分になると思うんですけれども、地方自治体が消費税を利用者からもらうけれども納付をしないというのは、この消費税法の第60条の6に国または地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は規定に係わらず当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。というのがありますけれども、こういうこと何でしょうか。こういうことっていうか、貰ってる消費税と払ってる消費税が便宜上同じ額という扱いというか、そういう根拠でもらうけど納付、納付しないというと変ですけど、税務署に納めることはないということなんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開し、11時40分まで休憩いたします。 (休憩 11時29分~11時38分)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

午後の委員会の再開を13時からといたします。

ただいまから休憩に入ります。

(休憩 11時39分~13時00分)

〇委員長 (河野龍二委員)

では休憩前に引き続き委員会を再開いたします。質問の途中でありましたので、再度 八木委員に質問をお願いして答弁をいただきたいと思います。

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

お尋ねいたしますが、確認なんですけれども、今回、消費税が8%から10%に上がるということで条例の提案が出ておりますけれども、実際には地方公共団体の一般会計というのは、使用者から消費税をいただいても、消費税の納付は行わないということで、その根拠になりますのが消費税法の第60条の6に当たる「国または地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、その規定により、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。」というものによるのでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

委員がおっしゃるとおりでございます。

〇委員長 (河野龍二委員)

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事(田中一之君)

補足をいたします。まず、なぜ公共施設の使用料に消費税を転嫁しなければならないかと、そういった御質問から消費税法の60条の第6項ですね、こちらの話が出てるんですけれども、消費税は原則として、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、また貸し付け及び役務の提供、こちらを課税対象としております。事業者とは当然個人事業者、もちろんあと法人ですね。当然その法人の中に市町村も含まれて該当しております。以上のことから長与町というのは事業者に当たるということで、法令や条例、規則、要綱、これに基づき、長与町が行う事務事業及びサービス等であれば、消費税の課税対象とするということになっております。おっしゃられるように第60条第6項が消費税の申告義務がないという特例で扱われてるものと思います。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 内村委員。

〇委員(内村博法委員)

先程の徴収権限ですね。公共施設料金の徴収権限をお聞きしたんですけど、245条の4第1項っていうのは各大臣の通知のことが書かれてあるんですよ。もしお分かりであれば、直接の徴収権限ですね。どういう法律に基づいて徴収する権限があるのかとい

うことをお聞きしたかったんですよね。分からなければ後日でも構いませんけども。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

使用料、手数料につきましては、地方自治法の225条及び227条に使用料及び手数料の徴収ができるということで、そちらを根拠にしております。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

分かりました。225条と227条を根拠にしてますということでございますね。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。 金子委員。

〇委員(金子恵委員)

1点お聞きします。この通達に関しては近隣市町との兼ね合いとか、そういうのを事前に話し合っておくようにっていう部分が多分あるんじゃないかなと思うんですが、近隣市町、時津なんかは今回議案として上がっていないというふうにちょっとお聞きしたんですけれども、そちら辺の兼ね合いというのはどうされていらっしゃるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

実際時津町の方にも確認したところ、今回の議会で上程するんではなく、施設使用料の消費税分2%は上げるということにしているということで話をお聞きしてます。それとこちらの方が基本的に10月1日施行となってますので、住民への通知期間等も考えて本町におきましては、今議会の方で上程させていただいております。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

金子委員。

〇委員(金子恵委員)

10月1日施行ということでおっしゃってますが、国の方これ確定したんですか。リーマンショック以来の何かがない限りは、まず10月1日ということだけれども、何かあった場合は10月1日がずれ込むにもなりかねないというふうに聞いてるような気がするんですけど、その辺りの考え方はどうなんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

今のところ10月1日ということで、法上施行するということになってますので、そ

のあと附則の方に国の方で社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行 うための消費税法の一部が改正されれば、それに合わせますよということで謳っており ます。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。細かく行きましょうか。

それでは議案第33号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

じゃあ次に議案第34号についての質疑を伺いたいと思います。質疑はありませんか。 八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

長与町民文化ホールなんですけれども、どのぐらい使われてるのか、稼働率と言いま しょうか、そういったものが分かればお伺いしたいんですが。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

30年度の実績になりますけれども総回数で351回回使われております。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑がなければ、議案第35号についても質疑をしたいと思います。質疑ありませんか。

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

陶芸の館というのは、年間で例えば人数など何人ぐらいといったようなデータはありますでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

平成30年度になりますけれども、2,278名の方に御利用いただいております。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

ちょっと把握されとったら教えていただきたいんですが、無料化のときと、今度有料 化した場合ですね。使用人数っていうのはどのような経緯になってますか。

〇委員長 (河野龍二委員)

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

委員会を再開いたします。

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

平成28年度で2,788名です。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

そうすると減っているわけですね、現在はね。有料化の影響あったかどうか分かりませんけど、実際には減ってきてるとこういうことでございます。またほかのあれでも聞きますんで、よろしくお願いします。議案のときですね。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

それでは議案第36号について質疑を行います。

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

今回条例が上程されて我々は議案書と例規集を見るわけですけれども、今回比較をする中で、例規集値上げの条例だったんですが、フットサルコートの夜間照明料については、いわゆる例規集と比べると値下げになってたわけですね。今回ここで資料として提示されている金額が例規集と違ってるのに今日分かったんですけれども、まずこれについて説明をいただきますでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

こちらの方が平成29年12月議会で上程させていただいたときに夜間照明の使用料が1,080円と2,160円で議決をいただいております。そして条例等については、プリントミスだと思います。申しわけありません。実際はフットサルの夜間照明料が1,080円と2,160円が、現在の使用料になっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

例規集いわゆる条例は、例規集が基本と普通なるわけですたい。確かに議決書を確認すると今おっしゃったような形でした。ですので、この管理ですよね、一番は担当課の、主管課の作ったとこは違うかもしれないですけども、管理については主管課がきちっとしていただかないといけないと思います。そこは苦言をちょっと言っておきたいと思いますが、これに対して使用料の徴収は、実際どうだったのかということですね。誤ったので取られていたのか、正しい料金で取られてるのか、そこの確認をしたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

現在の正しい料金の方で納めていただいております。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑。

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

この長与シーサイドパークの件ですけども、これも同じように無料化時代だった使用 人数と、現時点の使用人数がどのような変遷を歩んでいるのかっていうのをお聞きした いと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

日高係長。

〇係長 (日高拓郎君)

シーサイドパークについては、いろんな施設があるんですけれども、その中でもフットサルコートは夜間照明を設置した関係で大幅に利用の方が増えております。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

シーサイドパークにおきましては、平成28年度で1万1,452、平成30年度で2万1,445人です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。続きまして議案第37号についての質疑を行います。 内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

先程の質問と同じで無料化のときの使用人数と、それから有料化になったときの人数 を教えていただきたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

武道館につきましては、平成28年度2万6,286、平成30年度2万8,672人です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。続きまして議案第38号についての質疑を行います。 内村委員。

〇委員(内村博法委員)

また同じく無料化だった人数と、有料化した人数をお聞きします。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

平成28年度が16万3,669、平成30年度が15万6,710人です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

それでは議案第39号についても質疑を行います。質疑ありませんか。

内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

先程と同じように無料化のときの人数と有料化になったときの人数を教えていただき たいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

つどいの家に関してはちょっと持ち合わせておりませんので、今、調べてきてよろしいでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

それではほかに質疑はありませんか。

議案第40号についても質疑を行います。質疑はありませんか。

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

議案第40号ですけれども、無料化のときと、有料化のときの人数ですね、その推移を教えてください。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

海洋スポーツ交流館におきましては、平成28年度が8,857人、平成30年度が1万401人です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

ちょっと私この船の定置場所というのを見たことがないんですけれども、このペーロン船やディンギーというんですかね、カヌー、これはそれぞれ幾つぐらい置けるものなんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

そちらの方もちょっと今から調べてまいります。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

〇委員 (西岡克之委員)

先程のこの数字はペーロンの県外学習も含まれてますよね。修学旅行生みたいなのが来てペーロンを学習して帰るという、28年度のそれに当たる人数が何人か、30年度のそれに当たる人数が何人か、それって分かりますか。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

体験ペーロンにつきましては、産業振興課の方が担当しておりますので、人数についての把握っていうのは、うちではしておりません。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

西岡委員。

〇委員 (西岡克之委員)

人数の把握は、これに含まれるか含まれないか、それをまずお答えいただきたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

そちらの体験ペーロンも含まれておりますけれども、実際、体験ペーロンで来られて使用される団体と、あとバスの中で着替えるというところもあるので、全部が入ってるっていうのは、ちょっとうちの方では把握できておりません。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

西岡委員。

〇委員 (西岡克之委員)

言いたいのは、結局そのバスで来た人もカウントするのか、しないのか。それもちょっと教えていただきたい。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

実際施設を使用をされてる方だけですので、そのバスの中での更衣っていうのは、この中には入っておりません。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。

西田委員。

〇委員 (西田健委員)

ちょっとまだ私のとんちんかんな質問かもしれませんけども、平成28年からは5,000円、その以前は大体幾らだったんですか。無料ではなかったんですよね。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

こちらの艇置き使用につきましては、29年以前は町民は無料です。

〇委員長 (河野龍二委員)

西田委員。

〇委員 (西田健委員)

であれば、この結構ほかと比べてこの金額高いんですけども、その金額を査定した根拠というのをちょっと教えていただきたい。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

こちらの方が町民以外の方の施設使用料というのは元々設定がありまして、町民の分 につきましては、基本的に町外者の2分の1ということで算出しております。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

つどいの家の利用人数ですけれども、平成28年度が1,445人、平成30年度が1,218人です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ただいま議案第40号の質疑です。ほかにありませんか。 続いて、議案第41号の質疑をお願いします。質疑ありませんか。 内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

先程と同じように、無料化であったときの人数と、有料化の人数をお聞きします。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

28年が1万8,796人で、30年が1万5,516人です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。

続きまして、議案第42号についても質疑を受け付けます。42号について。 内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

同じように無料化時代、無料化のときが何人、有料化のときは何人という変遷を教えていただきたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

28年度が2万700人、30年度が1万1,280人になってるんですけれども、 平成30年度が上長与体育館の屋根改修工事を行って、3か月間使用の停止をしており ますので、ちょっと比較が難しいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

先程の海洋スポーツ交流館の船の設置の数ですけれども、ペーロン船が18艘、ディンギーが10艘、カヌーが2艘、ゴムボートが2艘、以上になっております。

〇委員長 (河野龍二委員)

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

今の40号に対しての答えについて伺いたいんですが、これは今おっしゃった数だけ置けるということだと思うんですが、実際にそれを1か月単位だと思うんですが、現在というか、利用状況というのは、どのぐらいになってるんでしょうか。

〇委員長 (河野龍二委員)

日高係長。

〇係長(日高拓郎君)

今、課長から申し上げた数字が許可の申請を受けてまして、その数字になりますので、 最大ではなくて、今現在その数が納まっているような状況です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ただいま42号までです。質疑はありませんか。 続きまして43号の質疑をお願いします。 内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

同じように議案第43号、無料化のときの使用人数と、有料化の人数ですね、その経緯を教えてください。推移を教えてください。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

平成28年度、2万324、平成30年度、1万8,667人です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。質疑がなければ議案第44号についての質疑を行います。 内村委員。

〇委員 (内村博法委員)

同じように無料化のときの人数と、有料化になったときの人数をそれぞれ教えてください。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

平成28年度が1万7,212です。30年度が1万8,667です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。ほかに。議案戻っても構いませんけども、質疑はありませんか。

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

先程議案33号はちょっと聞いておりませんので、無料化のときの人数と、有料化の人数を教えていただきたいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

こちら公民館別でよろしいですか。長与公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館 ってなってるんですけれども、ちょっとお時間いただければ出せますけど。

〇委員長 (河野龍二委員)

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

平成28年度が3館合計の5万3,116人です。平成30年度が4万9,460人です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑。

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

同じく議案34号ですね、これも聞いてなかったんで、よろしくお願いいたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長 (青田浩二君)

28年度が3万5,778です。30年度が3万7,003人です。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

今までずっとこの人数の推移を聞いたんですけども、増えた所もあるし、減った所もあるわけですね。それぞれの理由があるのかなと思うんですけれども、その辺りどのような分析をされてるのか。私が聞きたかったのは、有料化によって減ってきたんじゃないかなと思ったんですけども、そうではない所もあるわけね、増えてきてる所もね。だから、その辺りの分析をどのようにされているのかどうかですね。その辺りもし把握されてれば御回答お願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

全体的な利用者っていうのは、そんなに変わってはいないかと思うんですけれども、例えば公民館でも今まで長与公民館でしていたところが、婦人の家の方に移ったりとか、多目の方に移ったりとか、そういったことで各館で増減はありますけれども、トータル的にはそこまで増減というのはなく、今までも5%ぐらいは毎年変動があってますので、全体的にはそこまで減ってるという印象は持っておりません。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

内村委員。

〇委員(内村博法委員)

今の御回答では、そう大きな変動はない、トータル的にはですね。こういうことで理解してよろしいですか。分かりました。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかに質疑はありませんか。全体で。

浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

仮に可決をしたときに10月からの運用だと思うんですが、先程時津町の例も出てとったんですけども、周知の期間ですけども、かなり多くの方が利用されてるんですけども、周知の期間が十分取れるのかどうか、そこら辺をちょっとお願いします。

〇委員長 (河野龍二委員)

青田課長。

〇生涯学習課長(青田浩二君)

周知の期間につきましては、今後8月号の広報に載せることは可能であります。あとホームページの方にも掲載はできます。あと館に掲示ですね。料金表の掲示とかをすれば十分な周知期間は持てると考えております。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

ほかにありませんか。質疑を終了してもよろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩)

〇委員長 (河野龍二委員)

委員会を再開いたします。これから議案第33号から議案第44号までについて一括 して討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

八木委員。

〇委員 (八木亮三委員)

今回付託されております33号から議案44号までに、全てに関して反対の立場から 討論させていただきます。今回、価格が改正されるものは、消費税が改訂されることに 伴ってではありますけれども、元々平成28年までは町民に関しては無料だった施設と いうのがほとんどかと思いまして、これが有料化される際にかなり住民への説明不足で すとか、そういったもので非常に町民に不安や不満などを大きく与えたことは記憶に新しいかと思います。それに加えまして今回実質的に、使用する方達からすれば値上げと いう形になりまして、特に、本当に8%から10%になった部分の値上げだけなら、まだ分かるんですが、100円のものが110円というように、実際には端数を切っていたものが10%になって10円以上の単位になってこういう形となってることは分かるんですが、やはり100円から110円という10%の値上げに感じられる方も多いと 思います。実際に先程の陶芸の館の例などは、有料化前からすると20%近く利用者が減っていることを鑑みますと、この値上げというのはですね、さらなる利用者の減少を 招くのではないかとも思います。実際にこの増税というのも、総務省からはあくまでも 通知ということで、法的な拘束力があるものではなく、仮にあったとしても、それにあ

わせて、いわゆる値下げ、税引き前の価格を下げたりするなどして、10%になっても 使用料としては据え置かれるような対応も十分可能なものだったと思います。そういっ た、消費税が変わったから全ての値段を一律に上げるというのではなく、例えば利用者 が減っているものは据え置くですとか、そういった利用者、町民の心情や実情に合わせ て細やかな検討、協議対応をするのが行政の果たすべき仕事かと考えますので、こうい った形での一律の料金改定というものに関しては、反対させていただきます。

〇委員長 (河野龍二委員)

次に、賛成討論はありませんか。 浦川委員。

〇委員 (浦川圭一委員)

今回の議案の提案につきましては、国で決定されようとしております消費税率の引き上げに対応するべきこととして各議案が上程されたものと理解をしております。今回の提案により、用者の負担として新たに消費税2%分が町の収入に加えられることになりますが、あわせて当該施設の維持管理費として増税分の負担が求められることとなることを考えれば、今回の議案提案についてはやむを得ないと考え、賛成討論といたします。

〇委員長 (河野龍二委員)

浦川委員にお尋ねします。今のは議案第33号から44号まで全てについて賛成討論 という形で確認してよろしいですか。

次に、反対討論はありませんか。 西田委員。

〇委員(西田健委員)

考え方は、先程八木委員が言われたとおりということで、私としては長与町も高齢化に進んでいるということで、今回の公共施設ついては、高齢者の方が使用する方多いとも考えられますし、これ以上高齢者の方にも負担を強いのはちょっとどうかと思いますので反対をしたいと思います。これは33号から44号議案です。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

次に、賛成討論ありませんか。 安藤委員。

〇委員(安藤克彦委員)

私は全ての議案に対しまして賛成の立場から討論をさせていただきます。この使用料条例がそもそもできたときの話としては、受益者負担の原則に基づき、設定されたもの、いわゆる使用する人しない人も全てが一般会計から負担するというのは公平性に欠けるのではないかということ。あと、その他、いわゆる財源の問題ですね。そういったこともあり設定をされたものと理解しております。今回増税による負担増分を利用者からの増収分で全てを賄えるものではございません。いわゆる歳出の方が多くの消費税を払うということで、今回、利用者から負担してもらった分以上にまたさらに一般会計からの

負担というのは行われます。すなわち、いわゆる利用しない人の分も含めて、やはり一般会計からの補てんを行わきゃいけないということだと思っております。当初のこの条例を我々が議決をした段階の考えに基づきますと、今回の増税分であろう金額を全て一般会計から負担をするというのは、この原則に私は反するものだと思っております。以上の理由から、当然、利用者に負担を強いるというのはあるんですけれども、一方、利用料を徴収するということで、施設の充実という部分でも図られているのも周知のとおりだと思います。以上の理由から、今回の議案につきましては、全ての議案に賛成したいと思います。

〇委員長 (河野龍二委員)

次に反対討論はありませんか。 内村委員。

〇委員(内村博法委員)

私は全ての議案に対して反対討論をいたします。理由はただ1点、先程、やはりこの 徴収料を徴収するのには減免規定があるわけですよね。その減免規定をやはり条例に設 定したいと。これはやっぱり義務負担を強いるわけですから、この条例にやはり謳うべ きだという意味から反対いたします。やはり税金もそうですけども、憲法上、税金は課 税法定主義になってます。これは時の権力者が恣意的に税金を掛けることを防ぐ措置で、 課税法定主義に憲法上謳われているわけですね。それと同じように、やはり町民から徴 収する料金については同じような、条例に制定するにしても、こういう減免規定も一緒 に載せるべきだと、こういう理由から反対いたします。以上です。

〇委員長 (河野龍二委員)

次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

採決は1件ずつ行います。

これから議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について、この採決は起立によって行います。

本案は、原案どおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立をお願いします。 (起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第34号長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例についての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。 (起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第35号長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第37号長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の 件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これから議案第41号長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の件を 採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会の審査はこれで終了いたします。

また明日9時半から委員会を再開しますので、御出席をお願いします。

本日は散会いたします。どうもお疲れさまでした。

(散会 14時01分)